

令和8年2月16日

総務委員会

議案

議案第30号 工事請負契約に係る和解について

(施設整備担当課長)

議案第30号 関係資料
施 設 部
令和8年2月16日

工事請負契約に係る和解について

施設整備担当課

1 議決事件

工事請負契約に係る和解

2 和解の相手方

東京都葛飾区柴又七丁目1番11号

株式会社トーヨー富士工

代表取締役 角田 隆二

3 対象契約

工事件名：(仮称) 葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事
(令和7年11月14日付け契約内容変更)

工事箇所：東京都葛飾区柴又七丁目19番14号

工 期：令和6年10月11日から令和7年11月28日まで

契約金額：7億8,996万6,540円(変更後契約金額)

既支払額：3億1,240万円

4 本件建物

建物名称：柴又川甚まちなみ館(令和6年12月13日 条例第38号)

住居表示：東京都葛飾区柴又七丁目19番14号

5 事案の概要

- (1) 区は、カーテンウォール等を補助梁に固定する方法で本件建物の建築基準法に基づく計画通知を提出し、令和6年4月18日に確認済証の交付を受けた。

その後、区は、計画通知の図面に、施工上必要な図面を追加して設計図書として取りまとめる際、一部図面において、カーテンウォールを床及び既設梁に固定する方法で作図をした。

- (2) 工事を落札した相手方は、設計図書に書かれたカーテンウォールを床及び既設梁に固定する方法を基に、各種承認図を作成し、区は、これらを承諾している。
- (3) 令和7年11月22日に、提出書類の確認作業により、計画通知の図面と現場の施工に相違があることが判明し、区と相手方との間で設計図書の認識に齟齬があることを認識した。結果、安全性の確認ができないため、対象契約工期内に検査済証の交付が受けられない事態となった。
- (4) 本件建物を建築基準法に適合させるために必要な項目を洗い出し、安全性を早期に確認するため、令和7年12月15日に、区、相手方及び工事監理者である山下テクノスの3者で協議を行い、協力し早期に施設の引渡しを行うことで一致をみた。
- (5) 対象契約の関連工事の引渡しに伴い、令和7年12月23日以降の本件建物の水道契約及び下水道契約は相手方が引き継いだ。同様に、電気契約及び自家用電気工作物保安管理業務委託契約も相手方が引き継いでいる。
- (6) 現在は、安全性の確認もでき、令和8年1月16日に検査済証の交付を受けられたが、対象契約の期間を徒過しているため、原契約では検査及び引渡しができない状態となっている。

6 和解の内容

- (1) 区及び相手方は、和解の成立日をもって工事完了日及び工期満了日とし、検査及び引渡しの手続きを進める。
- (2) 区は、相手方に対し、対象契約の設計図書、契約変更内容及び建築基準法に基づき軽微な変更の内容をもって検査を行う。
- (3) 区は、前号の検査合格後、相手方の請求に基づき契約代金の残額として金477,566,540円を相手方に支払う。

- (4) 相手方は、区に対し、現況の本件建物工事で採用した工法での工事金額と契約金額との差額として金2,057,000円を支払う。
- (5) 区は、相手方に対し、契約内容変更日以降に、区が設計内容を訂正して相手方が実施した、建築基準法に適合させるための補正に要した工事費として金1,298,000円を支払う。
- (6) 区は、相手方が負担すべき、令和7年12月23日から引渡し日までに本件建物に掛かる一般管理費相当として金476,070円を支払う。
- (7) 区及び相手方は、第3号の金員から前3号の金員を相殺とする。
- (8) 相手方は、区に対し、令和7年11月29日以降に掛かった現場管理費を請求しない。
- (9) 区は、令和7年11月29日から引渡し日までの期間を履行遅滞として取り扱わない。
- (10) 区及び相手方は、対象契約の工事請負契約約款第44条の2第1項第7号、第47条の2及び第48条並びに設計図書の瑕疵等調査への立会い及び保証書に関しては本和解においても対象契約のとおりとする。
- (11) 区及び相手方は、区及び相手方との間には、対象契約に関し、本和解書に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。